

貸出業務運営

■ 与信に関する基本方針

当会は、農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与することを最も重要な役割のひとつとして位置付け、貸出をはじめ全ての与信に関する規範として、「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」にもとづき、貸出先の財務面・技術力および成長性などの総合的な視点のもと、安易に担保・保証に依存することなく、資金の円滑な供給に取り組むなど、貸出業務の適正な遂行に努めています。また、営業部門から独立した審査部門を設置し内部牽制機能を確認するとともに、貸出先の業況・財務内容等の状況を常に把握するなどによって、貸倒れなどのリスクを管理・抑制しお客さまの信頼に応えるよう努めています。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづき、誠実な対応に努めていきます。

■ 金融円滑化への取組み

当会は、農業者の協同組織金融機関の一員として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、以下に掲げる「金融円滑化にかかる基本方針」にもとづき、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規貸付や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、上記のお申込があった場合、お客さまの経験等に応じた説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
3. 当会は、上記1.および2.の対応等を行うにあたり、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、三重県農業信用基金協会、三重県農協信用保証センター、地域経済活性化支援機構、特定認証紛争解決事業者等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
5. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
6. 当会は、お客さまからの前掲のご相談・お申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次の体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、理事・部長等で構成する「企画会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 貸出担当理事を「管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 貸出関連部門である食農営業部の部長を「管理担当者」とし、当該部門内における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針にもとづく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。